

令和三年七月三十日付け広島県報（号外）第三十八号に登載の広島県規則第七十九号（広島県公有財産管理規則の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

総務局財産管理課長

ページ	行	誤	正
二	改正前の欄の二行目から三行目	年五・五パーセントの利率による利息を付するものとする。	年五・五パーセントの利率による利息を付するものとする。